

公 示

特定計量器定期検査実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、山県市における特定計量器（ひょう量5t未満の質量計）の定期検査を次のとおり実施します。

令和 6年 9月30日

岐阜県知事 古田 肇

市 名	期 日	時 間	場 所	対象地域
山 県 市	令和 6年 11月 5日 (火)	午前10時から 正午まで	J A ぎふ旧美山南支店跡地 (岩佐298)	美 山
	11月 6日 (水)	午前10時から 正午まで	J A ぎふ 伊自良支店 (大森554-1)	伊自良
	11月 7日 (木)	午前10時から 午後3時まで	J A ぎふ 高富支店 (高富2170)	高 富